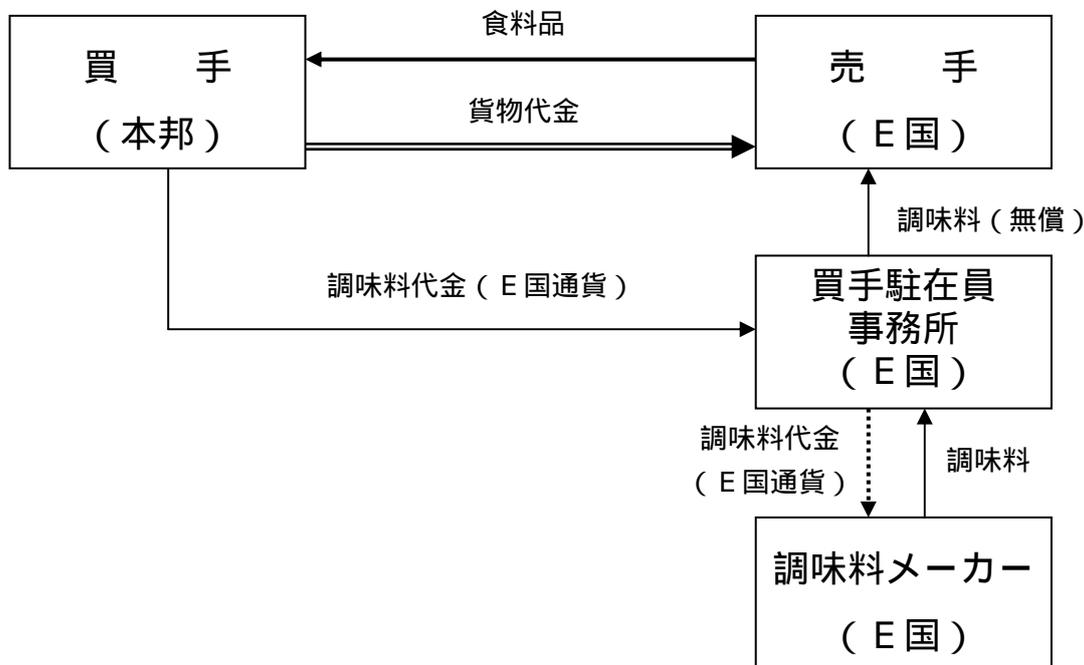


1. 無償提供した輸入貨物の原材料に要した費用を現実支払価格に加算する場合の換算レート



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から食料品を購入（輸入）します。

当社は、E国所在の駐在員事務所を通じて、当社と特殊関係にないE国所在の調味料メーカーからE国通貨で購入した輸入貨物の製造に使用する調味料を売手に無償で提供しました。

この調味料は、買手により無償提供された「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当しますので、この調味料に要した費用の額を、今般輸入する輸入貨物の現実支払価格に加算します。

この場合、E国通貨建て価格の加算額を日本円に換算する税関長が公示する外国為替相場は、調味料メーカーへの支払日の相場、あるいは輸入貨物の輸入申告日の相場のどちらを使用する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した調味料に要する費用の額を現実支払価格に加算する場合のE国通貨から本邦通貨への換算は、輸入貨物の輸入申告の日における税関長が公示する外国為替相場により行うこととなります。

（理由）

輸入貨物の課税価格を計算する場合において、外国通貨により表示された価格の本邦通貨への換算は、現実支払価格であるか加算要素であるかを問わず、その輸入貨物に係る輸入申告の日における税関長が公示した外国為替相場により行うこととされています。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ、第4条の7

関税定率法施行規則第1条

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)